

JAB NS508:2015 第1版からの変更内容

条項	IAF MD17:2015 原文	JAB NS508:2015 第1版	JAB NS508:2016 第2版	補足説明
IAF 解説 2 段落	~the applicable IAF application documents for the consistent application of those standards	~その一貫した適用のための IAF 基準文書に適合することが~	その一貫した適用のための該当する IAF 基準文書に適合することが~	MS307(MD19)と同様に修正
IAF 解説 4 段落	The IAF MLA is structured in five levels	IAF MLA の構造は 5 つのレベルで構成されている。	IAF MLA は 5 つのレベルで構成されている。	MS307(MD19)と同様に修正
IAF 解説 5 段落	can be recognized worldwide, thereby facilitating international trade	~世界中で認知され、国際貿易を促進することができる。	~世界中で認知されることができ、それによって国際貿易を推進する。	MS307(MD19)と同様に修正
序文 1 行目	The term “should” is used in this document to indicate recognised means of meeting the requirements of the standard.	この文書の中では、“should” (望ましい) という用語は、規格の要求事項を満たすために認知された手段であることを示すために使用されている。	この文書で使用されている用語“should” (望ましい) は、この規格の要求事項を満たすことの、認知された手段であることを示す。	MS307(MD19)と同様に修正
序文 4 行目	The term “shall” is used in this document to indicate those provisions which, reflecting the requirements of the relevant standard, are mandatory.	この文書では、“shall” (なければならない) という用語は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定は強制であることを示すために使用されている。	この文書で使用されている用語“shall” (なければならない) は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定が強制されることを示す。	MS307(MD19)と同様に修正
2.3.3 1 段落 iv.	the results of the CB's internal audits;	CB の内部審査の結果	CB の内部監査の結果	より適切な和訳に修正
2.3.3 2 段落 iii.	different auditors;	別の審査員	異なる審査員	より適切な和訳に修正
2.4.4	Pre-witness activities shall ensure that the AB has the CB's audit plan, previous audit reports if applicable, audit team competence records and the justification for calculation of the audit time.	AB は、立会いに先立つ活動により、CB の審査計画、該当する場合は以前の審査報告書、審査チームの力量に関する記録及び審査工数の計算の正当な理由を、入手することを確実にしなければならない。	AB は、立会いに先立つ活動により、CB の審査計画、以前の審査報告書 (該当する場合は)、審査チームの力量に関する記録及び審査工数の計算の正当な理由を、入手することを確実にしなければならない。	if applicable が「以前の審査報告書」のみにかかることを明確にした

条項	IAF MD17:2015 原文	JAB NS508:2015 第 1 版	JAB NS508:2016 第 2 版	補足説明
3.1.1 i.	the applicant scope of accreditation (initial or extension) in a representative way; and	代表的な方法による、申請者の認定の範囲（初回又は拡大）	代表の <u>サンプリング</u> による、申請者の認定の範囲（初回又は拡大）	意味が明確になるよう 3.1.2 i.に揃えて意識した
3.1.2 i.	the approach to achieve representative sampling (quantitatively and qualitatively);	代表数のサンプリング（量的および定性的）を達成するための方法	代表のサンプリング（量的および定性的）を達成するための方法	より適切な和訳に修正
4.1.2 iii.	iii. diligence (due to the desired personal behaviours that are important for personnel involved in certification activities as required in a specific context).	iii.（特定の状況において必要とされ、認証活動に参与する要員にとって重要である、望ましい個人の行動に関する相応の） <u>配慮</u>	iii. <u>配慮</u> （特定の状況において必要とされ、認証活動に参与する要員にとって重要である、望ましい個人の行動に関する相応の）	「配慮」の位置の変更（他箇条と揃える）
4.2.4 ii.	ii. if a technical cluster has more than 1 critical code, the AB shall perform at least a witnessing activity: a. in all the critical codes that are identified with an “and” (on the “Critical code” column); e.g. for EMS, cluster Goods Production, with 1 witnessing activity in IAF code 04 or 05, the AB can grant accreditation in all the noncritical codes (06 and 23) of that cluster, but the other critical code (04 or 05) needs to be witnessed to be granted. b. in one of the critical codes that are	ii. 一つの専門分野のクラスターに複数の重要コードがある場合、AB は次の事項に関して少なくとも1回の立会い活動を行わなければならない。 a. 「及び」で特定されている（“重要コード”の欄中の）すべての重要コード b. 「又は」で特定されている（“重要コード”の欄中の）重要コードのうち一つ 例えば、QMS の機械クラスターの場合、AB は、IAF コード 20 又は 22 に関して1回の立会い活動を行うことで、当該専門分野のクラスターのその他の IAF コード（17、18、19、20 又は 22）に対して認定を授与することができる。 <u>例えば、EMS の製品製造クラスターの</u>	ii. 一つの専門分野のクラスターに複数の重要コードがある場合、AB は次の事項に関して少なくとも1回の立会い活動を行わなければならない。 a. 「及び」で特定されている（“重要コード”の欄中の）すべての重要コード <u>例えば、EMS の製品製造クラスターの場合、AB は、IAF コード 04 又は 05 に関して1回の立会い活動を行うことで、当該クラスターのすべての非重要コード（06 及び 23）に対して認定を授与することができるが、その他の重要コード（04 又は 05）に関しては、認定を授与するためには立会いを行わなければならない。</u>	EMS の例の位置を原文に合わせて修正

条項	IAF MD17:2015 原文	JAB NS508:2015 第 1 版	JAB NS508:2016 第 2 版	補足説明												
	<p>identified with an “or” (on the “Critical code” column);</p> <p>e.g. for QMS, in cluster Mechanical, with 1 witnessing activity in IAF code 20 or 22, the AB can grant accreditation in the other IAF codes (17, 18, 19, 20 or 22) of that technical cluster;</p>	<p><u>場合、ABは、IAFコード04又は05に関して1回の立会い活動を行うことで、当該クラスターのすべての非重要コード(06及び23)に対して認定を授与することができるが、その他の重要コード(04又は05)に関しては、認定を授与するためには立会いを行わなければならない。</u></p>	<p>b. 「又は」で特定されている (“重要コード”の欄中の) 重要コードのうち一つ例えば、QMSの機械クラスターの場合、ABは、IAFコード20又は22に関して1回の立会い活動を行うことで、当該専門分野のクラスターのその他のIAFコード(17、18、19、20又は22)に対して認定を授与することができる。</p>													
4.2.4 iii. b. 2 箇条目	<p>that the witnessing activity in the critical code/s takes place before any certificate in the critical code/s based on accreditation is issued.</p>	<p>重要コード(一つ又は複数)に関する立会い活動が、認定に基づく当該重要コードの<u>証明書</u>が発行されるよりも前に実施される。</p>	<p>重要コード(一つ又は複数)に関する立会い活動が、認定に基づく当該重要コードの<u>認証書</u>が発行されるよりも前に実施される。</p>	<p>より適切な和訳に修正</p>												
6. 表	<table border="1"> <tr> <td>Technical cluster</td> <td>Critical code(s)</td> </tr> <tr> <td>Goods production</td> <td>4 and 5</td> </tr> </table>	Technical cluster	Critical code(s)	Goods production	4 and 5	<table border="1"> <tr> <td>専門分野のクラスター</td> <td>重要コード</td> </tr> <tr> <td>製品製造</td> <td>4 <u>又は</u> 5</td> </tr> </table>	専門分野のクラスター	重要コード	製品製造	4 <u>又は</u> 5	<table border="1"> <tr> <td>専門分野のクラスター</td> <td>重要コード</td> </tr> <tr> <td>製品製造</td> <td>4 <u>及び</u> 5</td> </tr> </table>	専門分野のクラスター	重要コード	製品製造	4 <u>及び</u> 5	<p>誤訳の修正</p>
Technical cluster	Critical code(s)															
Goods production	4 and 5															
専門分野のクラスター	重要コード															
製品製造	4 <u>又は</u> 5															
専門分野のクラスター	重要コード															
製品製造	4 <u>及び</u> 5															

以上